

日本映画学会 役員選挙規程

(趣旨)

第1条 日本映画学会会則に則り役員の選出を適正に行うために本規程を定める。

(選挙の時期)

第2条 役員選挙は、現役員の任期が切れる年度の1月前後に行うことを原則とする。

(投票方法と選出役員)

第3条 無記名投票で会長1名・常任理事 11名の候補者に投票する。会長得票、常任理事得票ならびに総合得票を集計する。総合得票は、会長得票は2票、常任理事得票は1票として集計し、会長・常任理事候補者計12名を選出する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙の管理実施は、選挙管理委員会(以下「委員会」という)が行う。

2 委員会は、事務局ならびに会計監査で構成される。委員長は、日本映画学会事務局長が務める。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 委員会は次の業務を行う。

第5条 委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 電子投票の設定
- 3 名簿などの送付
- 4 投票結果の集計、監査
- 5 投票結果の発表
- 6 その他必要な業務

(選挙権および被選挙権)

第6条 選挙権ならびに被選挙権は、選挙が行われる年度の12月1日付会員名簿に記載された全会員が有する。

付則 本規程は、2013年6月29日から施行する。

付則 本規程は、2018年12月8日に改定し、2019年4月1日から施行する。

付則 本規程は、2025年12月5日から施行する。